

研修委託契約書

- 1 契約件名 20〇〇年度〇〇研修「(コース名称)」に係る研修委託契約
- 2 契約金額 金 〇,〇〇〇,〇〇〇円
(内消費税及び地方消費税の合計額 〇〇〇,〇〇〇円)
- 3 履行期間 20〇〇年〇月〇日から 20〇〇年〇月〇日まで

頭書契約の実施について、独立行政法人国際協力機構 国内機関名称（以下「委託者」という。）と受託者名〔組織名〕（以下「受託者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体のほか、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 研修委託契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「業務仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「契約金額内訳書」

（監督職員）

第2条 約款第5条に定める監督職員は、国内機関名称〇〇課長の職位にある者とする。

（約款の一部変更適用）

第3条 本契約において、約款のうち次に掲げる条項については、約款の当該規定によらず、次の各号のとおり変更して適用する。

【約款変更の追加：「※」に該当する契約は、(1)以降の記載を追加します。該当しない場合は、上記第3条を削除します。】

※基準単価方式の場合：

- | |
|---|
| (1) 約款第18条（経費の確定）第3項を削除する。
約款第18条（経費の確定）第5項第2号を削除する。 |
|---|

※ランプサム契約の場合：

- | |
|--|
| (1) 約款第18条（経費の確定）を削除する。
(2) 約款第19条（支払）第1項を以下のとおり変更する。
第19条 受託者は、第12条第3項による検査の結果について合格通知を受けたときは、委託者に契約金額（以下「確定金額」という。）の支払を請求することができる。ただし、第21条に定める前金払を受けている場 |
|--|

合は、確定金額から当該前金払の額を減じた額を請求するものとする。
(3) 第20条(概算払)を削除する。
(4) 第28条(重大な不正行為に係る違約金)第1項第6号を削除する。

※ランプサム契約の中に実費精算する費目を含む場合：

(1) 約款第18条(経費の確定)第5項を以下のとおり変更する。
5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。
(1) 本業務の対価
契約金額内訳書に定められた額とする。
(2) 直接経費
契約金額の範囲内において、領収書等の証拠書類に基づく実費精算による。ただし、(ランプサム契約対象となる経費(定額で支払う経費)を記載。)については、契約金額内訳書に定められた単価及び実績による。
(2) 約款第19条(支払)第1項を以下のとおり変更する。
第19条 受託者は、第12条第3項による検査の結果について合格通知を受けたときは、委託者に契約金額(以下「確定金額」という。)の支払を請求することができる。ただし、第21条に定める前金払を受けている場合は、確定金額から当該前金払の額を減じた額を請求するものとする。
(3) 第20条(概算払)を削除する。

※大学法人等が定める規程に基づき大学法人等研修料を支払う場合で、大学法人等の規程で全額について前払を行うことが規定されている場合：

約款第20条(概算払)第1項を以下のとおり変更する。
第20条 受託者は、委託者に対して、当該年度に支出予定の金額について概算払を契約締結後に請求することができる。

本契約の証として、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保持する。

※電子契約の場合：

本契約の証として、本書を電磁的に作成し、委託者、受託者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。
なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

20〇〇年〇〇月〇〇日

委託者
(国内機関住所)
独立行政法人国際協力機構

受託者
(団体住所)
(団体名)

(国内機関名称)

契約担当役

所 長 ○○ ○○

(代表者役職名) ○○ ○○

※委託者が国際協力調達部の場合：

委託者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理 事 ○○ ○○

受託者

(団体住所)

(団体名)

(代表者役職名) ○○ ○○